

物価高騰対策E C送料支援事業業務委託 公募型プロポーザル応募要項

1 目的

この要項は、物価高騰対策E C送料支援事業業務を委託する者を選定するための提案の応募について必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

物価高騰対策E C送料支援事業業務

(2) 業務内容

別添 物価高騰対策E C送料支援事業業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりに

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月12日(金)まで

(4) 予算限度額

118,810,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※送料支援金分86,460,000円を含む。

3 応募資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

(2) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。

(3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和四年山口県告示第179号)に基づく資格審査において、業務の委託の大分類が「07 企画・製作」かつ小分類が「05 イベント等の企画」もしくは「06 イベント等の運営」に該当し、特A又はAの等級に格付けされている者であること。

(4) この公募の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても「山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」に基づく参加停止を受けていないこと。

4 参加表明書の提出

この手続への参加を希望する者は、別紙「参加表明書」を提出すること。

(1) 提出方法

電子メールにより提出すること。

(2) 提出先

「8 書類の提出先及び問い合わせ先」のとおりにする。

(3) 受領期限

令和8年3月30日(月) 午後5時(必着)

5 質問の受付及び回答

質問がある場合は、「参加表明書」を提出の上、別紙「業務内容質問書」を提出すること。なお、回答は、個別の質問の場合を除き、「参加表明書」を提出した全員に対して行う。

(1) 提出方法

電子メールにより提出すること。

(2) 提出先

「8 書類の提出先及び問い合わせ先」のとおりとする。

(3) 提出期限

令和8年3月30日(月) 午後5時(必着)

6 応募書類の提出

(1) 提出書類

①参加申込書兼誓約書

別紙「参加申込書兼誓約書」のとおり

②提案書

様式任意。ただし、A4版両面とすること。

<必須項目>

- ・実施内容(仕様書の提案1、提案2)
- ・実施体制
- ・実績(類似業務等含む)

③業務実施経費に係る見積書

様式任意。ただし、各費用に係る明細など、可能な限り明らかにすること。

※送料支援金分86,460,000円(不課税)を含めて、予算限度額の範囲内で見積もること。

④会社概要

可能な限りA4版とする。(既存のもので可)

⑤競争入札参加資格審査結果通知書(写し)

「3 応募資格」の(2)に基づき、山口県会計管理局会計課に資格審査の申請を行った場合のみ提出

(2) 提出方法

郵送または持参

(3) 提出部数

7部(正本1部、副本6部)

(4) 提出先

「8 書類の提出先及び問合せ先」のとおりとする。

(5) 提出期限

令和8年4月2日(木) 午後5時(必着)

(6) 留意事項

- ①提案書等は1者1提案までとする。
- ②提案書等を受け付けた後の追加、修正、削除は認めない。
- ③提出された提案書等が次のいずれかに該当するときは、無効とする場合がある。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
 - ・提案書等の内容や提出方法等が本要綱の規定に適合しないもの。

7 委託事業者の決定・契約の締結

山口県産業労働部経営金融課に設置した審査委員会において、提出された企画提案書を踏まえ、委託事業者を決定する。

なお、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

(1) 審査の基準

別紙「提案書評価表」のとおり。

(2) 審査結果

令和8年4月中旬を目途に、応募者全員に対して書面により通知する。

なお、審査結果に対する異議は受け付けない。

(3) 契約の締結

審査により最優秀提案者と決定されたものと契約締結のための手続きを行う。

8 書類の提出先及び問い合わせ先

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1
山口県産業労働部経営金融課
Tel : 083-933-3180 Fax : 083-933-3209
メール : a16300@pref.yamaguchi.lg.jp

9 その他

- (1) この手続に要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 業務内容は、採択された提案の内容を基本とするが、協議により追加、修正、削除することがある。
- (4) 参加者が次のいずれかに該当する場合、失格となることがある。
 - ①審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ②応募要項に違反すると認められる場合
 - ③その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

<参考：今後のスケジュール>

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 業務内容質問書の提出期限 | 令和8年3月30日(月) |
| (2) 参加表明書の提出期限 | 令和8年3月30日(月) |
| (3) 提案書等の提出期限 | 令和8年4月2日(木) |
| (4) 審査結果通知 | 令和8年4月中旬(予定) |